



吉田労務管理センター

事務所だより

Vol.153

2014年10月6日

TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

平成26年10月1日より

広島県最低賃金が改正されます

平成26年9月30日まで

平成26年10月1日より

時間額 733円



時間額 750円

最低賃金に参入しない賃金

①精勤手当、通勤手当、家族手当

②時間外、休日および深夜の割増賃金

③臨時に支払われる賃金および1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

「障害者トライアル雇用奨励金」の支給要件が変更となりました！

＜主な変更点＞

● 現在障害者を雇用している事業主でも、奨励金の対象となります。

(これまで、障害者の雇い入れ経験がない事業主が対象)

● ハローワーク以外の民間職業紹介事業者の紹介による雇入れも対象となります。

※厚生労働省職業安定局長が定める要件に合意した事業所。詳細は最寄りのハローワークにお問い合わせください。

対象障害者・・・次の①または②に該当する方

① **重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者**

② ①以外の障害者で以下のいずれかに該当する方

・紹介日に就労経験のない職業に就くことを希望する方

・紹介日前2年内に、2回以上の離職・転職を繰り返している方

・紹介日前に、離職している期間が6ヶ月を超えている方

[障害者短時間トライアル雇用は精神障害者又は発達障害者で雇入れ時に週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、障害者の職場適応状況や体調等に応じて、同期間に中にこれを20時間以上とすることを希望される方]

雇用期間・・・原則3ヶ月

[障害者短時間トライアル雇用は3か月以上12カ月以内]

支給額・・・月額4万円（最大3ヶ月）

[障害者短時間トライアル雇用は、月額2万円（最大12カ月）]

他にも要件があります。詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

吉田労務管理センター 第14回「継承セミナー」

「経営に見合った人件費を実現する」

～中小企業でも使いやすい人事制度とは？～

中小企業にあった人事制度（目標管理・評価・給与体系など）を、できるだけ簡易に作りたいと思われている企業が多いと思いますが、一方で「能力主義、成果主義、役割主義」などという様々な考え方には惑わされている面があるようです。

もっと簡易に企業の規模に合った、無理のない人事制度を構築するためには何を知っておけば良いか、広島の中小企業の指導で実績の高い、株式会社共栄経営センターの菅 英樹先生にわかりやすく教えていただきます。

多数の社長さん、経営幹部の方にお越しいただきますよう、皆様のご参加を心よりお待ち申し上げます。

日時・会場

1. 日時 平成26年11月5日(水)

受付／13：00～

研修時間／13：30～16：30

2. 会場 KKR広島

所在地／広島市中区東白島町19-65

T E L／(082) 221-3736

定員／40名

3. 受講料 お一人様 2,000円

(資料・コーヒー代含む) ※当日ご持参ください



駐車場が少ないので、白島クレド駐車場または近くのコインパークをご利用いただき、公共交通機関でお越しください。

〈内 容〉

- 人事制度の基礎知識
- 誰にでもできる人事評価表の作り方
- 納得性を高める評価ウェイトの付け方
- 賃金と賞与について
- 退職金の支給基準の設定

講師 株式会社 共栄経営センター

経営コンサルタント 菅 英樹先生

〈スケジュール〉

13:00～	受付
13:30～	開講 所長(最近の労働問題について)
13:50～	講演
15:00～	休憩
15:10～	講演
16:00～	質疑応答
16:30	終了

平成26年11月5日開催 第14回「継承セミナー」FAX申込書

貴社名			TEL()	—	
ご住所			FAX()	—	
No.	お役職	お名前	No.	お役職	お名前
1			3		
2			4		

申込先／吉田労務管理センター FAX(082) 227-3453